



第11回

社会保険講座



中谷 知世

厚生年金保険の給付

老齢厚生年金の支給要件

●以下の要件を満たせば原則、65歳から老齢厚生年金が支給されます。

- ・1ヶ月以上の厚生年金保険の被保険者期間を有すること
- ・国民年金の老齢基礎年金の受給資格期間(注)を満たすこと

(注)受給資格期間は原則25年ですが、来年8月から10年に短縮されます。

つまり10年間、国民年金保険料又は厚生年金保険料を支払えば年金を受給できる権利を得ることができます。

●例外として、60歳～64歳の間で老齢厚生年金が支給される場合があります。

- ・昭和36年4月1日(女子の場合は昭和41年4月1日)以前に生まれたこと
- ・1年以上の厚生年金保険の被保険者期間を有すること
- ・国民年金の老齢基礎年金の受給資格期間を満たすこと

いつから、いくら年金がもらえるのかを確認してみましょう。



給付額について

老齢厚生年金の計算方法は非常に複雑で、生年月日、保険料を納めた時期等に応じて計算方法や料率が変わります。

●原則の65歳以上から1年間に受給できる額については、簡単な式で表すと以下の通りとなります。

$$\frac{\text{標準報酬月額と標準賞与額の平均} \times 5.481}{1000} \times \text{被保険者期間の月数}$$

→ 1ヶ月分の給料と考えて頂いて結構です。 → 実際は生年月日に応じた率となります。

ちなみに65歳からは老齢基礎年金も支給されます。

平成28年度の老齢基礎年金は満額で780,100円ですので、老齢基礎年金も加味してお考えください。

●例外の60歳～64歳の間で老齢厚生年金を受給できる方はさらに以下の金額が上乘せされます。

$$1,626円 \times 0.949 \sim 14.773 \times \text{被保険者期間の月数}$$

→ 生年月日に応じた率となります。

※上記の計算方法はあくまで目安としてお考えください。

在職老齢年金について

上記でご紹介しました老齢厚生年金が停止される場合があります。

働きながら老齢厚生年金を受けることができる方々については、給料と年金の合計額が一定額を超える場合には年金制度による必要性が薄れるため一定の調整が行われます。

●給料と年金の合計額とは…

$$\text{標準報酬月額(約1ヶ月分の給料)} + 1\text{年間の標準賞与額の総額} / 12 + \text{老齢厚生年金の月額}$$

●一定額を超える場合とは…

年齢	報酬と年金の合計額
60歳～64歳	28万円超の場合に調整する
65歳～	47万円超の場合に調整する

※老齢基礎年金については調整されません。